

内田整形外科医院 通所リハビリテーション ロドフ

運 営 規 程

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称

- ・事業者名 内田整形外科医院 通所リハビリテーション ロドフ
- ・開所年月日 平成 26 年 9 月 1 日
- ・所在地 岡山県津山市山北 550-1
- ・電話番号 0868-24-6102
- ・管理者 内 田 恭 輔
- ・介護保険指定番号 3310301647

(2) 目 的

介護予防・通所リハビリテーションは、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者の方の心身の機能維持又は向上を図り、ご利用者の方が可能な限り居宅での自立した生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めます。

・介護予防・通所リハビリテーションの運営方針

介護予防・通所リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士、言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、ご利用者の方の心身の機能の維持又は向上を図り、ご利用者の方が可能な限り居宅での自立した生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努めることを目的としたサービスを行います。

(3) 事業所の職員体制

職 種	人 員
管 理 者	1 人
医 師	1 人
理学療法士	1 人以上
看 護	1 人以上
介護職員	3 人以上
送迎職員	1 人以上

(4) 定員 通所 32 名 (介護給付の通所リハビリテーションを含む)

(5) 営業日

月曜日～土曜日

但し、日曜日、祝日、お盆（8/13～15）、年末年始（12/30～1/3）及びその他、施設が定めた日（予めご通知をします）は休業します。

(6) 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(7) サービス提供時間

午前 9 時から午後 4 時	(1 単位目)	※月曜日～土曜日
午前 9 時 15 分から午前 10 時 45 分	(2 単位目)	※月曜日～金曜日
午前 10 時 30 分から午後 0 時	(3 単位目)	※土曜日のみ
午前 11 時から午後 0 時 30 分	(4 単位目)	※月曜日～金曜日
午後 0 時 45 分から午後 2 時 15 分	(5 単位目)	※月曜日～金曜日
午後 3 時 00 分から午後 4 時 30 分	(6 単位目)	※月曜日～金曜日

2. サービス内容

- ① 送迎・・・ご自宅玄関から施設、施設からご自宅玄関まで送迎（車椅子対応車両あり）
- ② 食事・・・高齢者向けの食事（常食、粥食、きざみ食等）を提供。
- ③ 入浴・・・健康チェック後、洗髪、洗身、入浴。
- ④ 機能訓練・・・リハビリテーション・レクリエーション
- ⑤ 運動機能向上サービス

3. 利用料金その他の費用の額

通所リハビリテーション事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーション事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とします。

尚、認定待ちの結果、非該当の場合も、介護報酬告示上の額とし、10 割負担の実費で請求させていただきます。

(1) 支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書を発行させていただきます。

お支払いの方法は、引き落としとさせていただきます。

引き落としについては毎月 26 日に引き落としとなりますので、銀行の前営業日までに口座残高のご確認をお願いします。

なお、引き落とし日がお休み（土・日・祝）の場合は、銀行の翌営業日の引き落としとなります。鳥取銀行以外での引き落としの場合には通帳に業者の名前（セディナ）が印刷されますのでご了承ください。

なお、引き落としが残高不足等で出来なかった場合、翌月の請求時に加算し請求させていただきます。

その場合には手数料が発生することをご了承下さい。

但し、新規ご利用者の方については引き落としの手続きが完了するまでは毎月 25 日までに現金にてお支払いをお願いします。

(2) 領収書について

領収書は確定申告時に一部が医療費控除の対象となりますので必ず紛失しないようにして下さい。再発行は致しかねます。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

金銭・貴重品は事業所内に持込禁止です。持ち込まれた場合であっても、その紛失等につき一切の責任を負いません。

ご利用日の診察は介護保険の規約上、緊急時を除き出来ませんので御了承ください。

携帯電話のご使用は他のご利用者の方のご迷惑になりますのでサービス提供中は禁止と致します。

安全なサービスの提供が天候（暴風、大雨、大雪等）、交通事情、ご本人の疾病や介助状態の変化などにより困難と当事業所が判断した場合には当日の利用を中止させて頂きます。

5. 実施地域

旧津山市内（原則当事業所より3km圏内）としています。

6. 秘密保持、個人情報保護

当事業所とその職員は、職員である期間及び職員でなくなった後においても当事業所の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得たご利用者の方又は連帯保証人若しくはそのご家族等に関する情報を適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていること等から情報提供を行うこととします。

- ①介護保険の利用のための市町村、地域包括支援センター、介護予防支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
- ②ご利用者の方に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡など。
- ③生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- ④介護保険サービスの質の向上の為の学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等使用することを厳守します。

7. 衛生管理等

事業所内において感染症または食中毒の発生を防止するとともに、発生時には蔓延することがないように指針を整備します。対応策については職員へ周知徹底します。

8. 身体の拘束等

事業所内では原則として身体の拘束は行いませんが、ご利用者の方等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合は、医師が状況判断しご家族へご説明と同意のもと、事業所管理者が認めた場合には身体拘束その他のご利用者の方の行動を制限する場合があります。尚、その場合においては拘束する理由・方法・時間を明確にし、解除することを目標に随時検討します。

事前にご家族からの同意を頂くことが困難な場合には、ご家族からの同意がない場合であっても、緊急性、必要性を勘案の上、一時的に身体拘束その他のご利用者の方の行動を制限する場合がございます。この場合であっても、速やかにご家族にご説明し、同意をいただくこととします。

9. 緊急時の対応

当事業所は、ご利用者の方に対し、事業所医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、協力医療機関又は、他の医療機関へ連絡します。また利用中身体状態が急変した場合はご利用者の方のご家族等の連帯保証人もしくは指定される方に対し、速やかに連絡します。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供に伴って事故が発生した場合には、当事業所はご利用者の方に対し必要な措置を行います。その他、ご利用者の方のご家族等の連帯保証人もしくは指定される方、並びに市町村へ速やかに連絡を行います。又、事故の再発生を防ぐため事故の原因を解明し、その分析を通じた改善策を職員へ周知徹底します。

11. 利用時のリスク

当事業所ではご利用者の方々が快適な利用生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、利用者の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴うことを十分にご理解下さい。

<高齢者の特徴に関して>

- 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落による骨折、外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
 - 原則的に拘束を行わないことから、転倒、転落、による事故の可能性がります。
 - 高齢者の骨はもろく、通常に対応でも容易に骨折する恐れがあります。
 - 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすい状態にあります。
 - 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
 - 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
 - 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変される場合もあります。
 - 本人の全身状態が急に変化した場合、当事業所医師の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。
 - 集団感染のリスクとして、1人の方が感染症の病気にかかるると集団発生のしやすい環境条件であります。
 - 認知症の為、指示を理解することが出来なかつたり、理解が出来てもそれを守ることが出来ず危険な行動をとってしまう場合があります。
- 上記に起因するお怪我、ご病気等の発生に関してはその責は当事業所になく、ご利用者の方に帰するものとするをご了承ください。上記に挙げたもの以外であっても、高齢者の特徴、性質に起因して生じたお怪我、ご病気等については、その責は利用者の方に帰するものとなります。

12. 賠償責任

サービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によってご利用者の方が損害を被った場合、当事業所はご利用者の方に対して通常の損害を賠償するものとしします。ご利用者の方の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害(利用料の滞納金及び器物破損等)を被った場合、ご利用者の方及び連帯保証人は連帯して、当事業所に対してその損害を賠償するものとしします。

1 3. 連帯保証人

連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の責務を負担するものとします。前項の連帯保証人の負担は、極度額50万円を限度とします。

連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての責務の額等に関する情報を提供します。

1 4. 苦情等の相談

当事業所のサービスに関するご相談・苦情等については、担当職員が対応させていただきます。又、利用者並びにご家族と協議致します。そしてその解決にむけて担当職員がその原因を解明し、対策を講じます。

・通所リハビリテーション ロドフ 担当 介護福祉士 0868-24-6102

(1-2 時間通所リハビリテーションのご利用の方は内田整形外科医院

・理学療法士 0868-23-6524 (直通) が担当します

その他に下記の行政機関の窓口もありますのでご相談ください。

・津山市役所 高齢介護課 津山市山北 520 0868-32-2070

・岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 岡山市桑田町 17-5 086-223-8876

1 5. 禁止事項

当事業所では、多くの方に安心して利用していただくために、利用者の「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

飲酒・喫煙は禁止しております。

火気の取り扱いについては事業所内火災予防のため禁止しています。

1 6. 非常災害対策

当事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携を整備し、定期的に訓練を行います。また定期的に職員に周知します。

・防災設備 消火器

・防災訓練 年2回

1 7. 運営規程の変更

当事業所が必要と判断した場合には、事前に適当な方法により変更後の内容をお知らせの上、いつでも運営規程を変更できることとします。この場合、当事業所が定めた日から、変更後の約款が適用されます。

18. 介護予防リハビリテーション利用約款の変更

当事業所が必要と判断した場合には、事前に適当な方法により変更後の内容をお知らせの上、いつでも介護予防リハビリテーション利用約款を変更できることとします。この場合、当事業所が定めた日から、変更後の約款が適用されます。

要介護認定の変更等により、介護予防通所リハビリテーションから通所リハビリテーションに利用するサービスを変更する場合には、利用者が通所リハビリテーション利用規約に同意したものとみなします。この場合、通所リハビリテーションのサービス開始日から通所リハビリテーション利用約款が適用され、利用者は当該利用約款の開示を求めることができます。

19. 通所リハビリテーション利用約款の変更

当事業所が必要と判断した場合には、事前に適当な方法により変更後の内容をお知らせの上、いつでも本約款を変更できます。この場合、当事業所が定めた日から、変更後の約款が適用されます。

要介護認定の変更等により、通所リハビリテーションから介護予防通所リハビリテーションに利用するサービスを変更する場合には、その旨の申込みにより、利用者が通所リハビリテーション利用規約に同意したものとみなします。この場合、介護予防通所リハビリテーションのサービス開始日から介護予防通所リハビリテーション利用約款が適用されます。利用者はいつでも介護予防通所リハビリテーション利用約款の開示を求めることができます。

平成 30 年 4 月 1 日改定 変更

平成 31 年 4 月 1 日改定 変更

令和 2 年 4 月 1 日改定 変更

令和 2 年 12 月 1 日改定 変更

令和 4 年 7 月 1 日 変更

令和 5 年 4 月 1 日変更

令和 6 年 6 月 1 日変更